

令和 4 年度名古屋市教育委員会第14号議案

名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

公布に係る事務手続の効率化を図る等のために名古屋市規則の公布手続が改正されることから、教育委員会規則の公布手続についても、名古屋市規則と同様に効率化を図る等のため改正するものです。

	現 行	改 正 後
教育長の署名	必要	不要
公布文の掲示場所	市役所・区役所の掲示場	市役所の掲示場

2 施行期日

令和 5 年 1 月 1 日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(令和 4 年12月 8 日提出 総務部総務課)

(案)

名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会公告式規則（昭和25年名古屋市教育委員会規則第10号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1項後段を削り、同条第2項中「、区役所」を削る。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市教育委員会公告式規則（抜すい）

改 正 案	現 行
第 2 条 規則を公布しようとするときは、 公布の旨の前文、年月日及び教育委員 会教育長名を記入しなければならない。	第 2 条 規則を公布しようとするときは、 公布の旨の前文、年月日及び教育委員 会教育長名を記入しなければならない。 <u>この場合、原議に教育長が署名するこ とを要する。</u>
2 規則の公布は、市役所の掲示場に掲 示して行う。	2 規則の公布は、市役所、 <u>区役所</u> の掲 示場に掲示して行う。